

八王子市立宮上小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立宮上小学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方

・すべての教職員が、「いじめはどの児童にもどの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、児童を見守る。
・教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

○令和7年度の重点項目

いじめの早期発見のため、その兆候を見逃さないように、全教職員で情報を共有し、組織で対応する。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題と対応策

・いじめの早期発見

学校生活アンケート等を基本に、児童のSOSに気づき、いじめの早期発見に努める。また、SNSやインターネット上の見えにくいいじめや嫌がらせにも対応できるよう、保護者と連携して情報を共有し、教職員全員で児童を見守り、些細な変化も見逃さないような校内体制を確立する。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

○開催日 毎週木曜日 15時00分から15時45分
○構成員 校長、副校長、いじめ対策委員会コーディネーター、生活指導主任、各学年担任、専科教員、特別支援学級教員、学年主任、養護教諭、SC、（特別支援教室の担任は曜日によって参加）
○役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

・いじめに関連する情報収集・事実確認→「学校いじめ対策委員会」に報告、共有する。いじめの事実の有無を認定、当面の対応方針の確認等を行い、被害児童の安全対策や加害児童への指導について当該児童・担任と協議・決定する。
・被害児童、その保護者に対する支援、加害児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。案件に応じて、教育委員会、および警察等の関係機関と連携して対応する。

いじめの防止等に関する教員研修

4月	「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
7月・12月・3月	「長期休業に向けての指導」
8月・1月	「長期休業明けの児童への配慮」
9月	「重大事態の理解と対応」
1月	「いじめへの組織的な対応」
3月	「1年間の振り返りといじめ防止基本方針の見直し」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

・教育活動全体を通して、人権教育を充実させ、「いじめは決して許されない」という指導の徹底を図る。
・道徳や学級活動を通して、「いじめに関する授業」を年3回以上実施する。（6月、11月、2月）
・セーフティー教室や学級活動の時間を活用して、情報モラル教育を行う。（SNS 学校ルール等）

SOS の出し方に関する授業

・東京都推進の教材を活用し、困ったときのSOSの出し方に関する教育を学年の実態に合わせて行う。（5年生以上は、夏休み前までに実施）
・「自分を大切にすること」を主題にした授業を学級活動等で実施する。（いのちの日の1週間）
・SCによる全員面談の実施（5年生）

いのちの大切さを共に考える取組

・全校朝会での校長講話
・「生命の尊さ」に関連する資料を使った道徳の授業の実施。（全学年）
・心の発達及び不安・悩みへの対処について考えさせる指導の実施（5年生・保健）
・命を大切にする態度を育む授業の実施（低学年・生活科、3年生・総合、5年生・理科）

児童の自己肯定感を高める取組

・基本的な生活習慣や授業規律を基盤に、児童が主体的に取り組める学習活動の工夫、話し合い活動や、当番・係活動、集会活動を充実させ、児童が自分らしさを大切に、自分の居場所をもてるような学級経営を行う。
・縦割り班活動等の異学年交流の充実、児童の自発的な活動を支える委員会やクラブ活動の充実に取り組む。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に配布する。